

一部着手し早期復旧に全力を傾注されていることに對しその労を多とする。

残工事の早期復旧につきさらに努力されたい。

二 土木出張所における工事事務その他管理事務の処理については、逐年改善は正が図られて来ているが、さきの土木出張所監査報告書にも指摘しているように現地機関を通じ、なお、留意改善を要する事項が少なくないので、さらに内部指導の統一と徹底を期し、適正処理と事務能率の増進に配慮すべきである。

三 廃道敷のうち国より譲渡をうけ県有財産として登記を完了しているものが一三二、九五アール、登記手続中のものが一四、〇二アール、廃川敷で七八、五四アールを県に移管手続中であつたが、爾余のものについても整理を進め、これら財産のうち不用のものについては早期に処分すべきである。

道 路 課 昭和三十五年十月三十一日監査
監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 道路整備五ヶ年計画の推進については強力に実施されていることは同慶に堪えずしかも、一級国道は国の直轄事業により着着改良され、二級国道、地方道についても近年面期的整備が行われこの計画遂行によつて、一級国道七〇%、二級国道四〇%、主要地方道五〇%、一般県道二五%が整備される予定となつてゐる。

また、橋梁整備については、永久橋は全国比率に對し相当遅れており、しかも木橋の腐朽度は高くすでに、木橋一、一五六橋のうち四九七橋は重量制限をしてゐる現状で交通上大きな支障となつてゐるので、逐次永久橋に架換する予定であつた。

道路交通施設の整備は産業、観光開発上本県重要施策の一つでもあり、本計画の早期完遂に格別の配慮と努力が望まれる。

二 道路橋梁維持補修については、年年交通量増加と損傷の累加によつて、すでに相当の路面の低下を来して

いるのと、橋梁については前記のように相当数の橋梁に重量制限している現状であるので、これらの補修施工についてはすでに、現地機関の監査に指持しているように材料補給、重点施工その他道路手の技術的督励等計画性と施工効率の向上につき、さらに、配慮と工夫の要がある。

三 屋外広告物条例に基く取締はさらに強化し、なお、条例が実態にそぐわないものについては是正方検討を要する。

四 過年度未収金中津の井村分担金一、一四九千円の収納については局面の打開につき努力の要が認められる。

河 港 課 昭和三十五年十一月二日監査
監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
一 中小河川のほか本年度新に小規模河川(小田川)が加えられ、継続的に改良施工されているが、治山治水

緊急措置法の施行によつて国は治水五ヶ年計画並びに十ヶ年計画を樹立し、本県においても従来の中小河川及び小規模河川二四河川と、その他局部改良箇所六三ヶ所を対象に治水十ヶ年計画を策定し、昭和三十五年を初年度とし実施する予定であつたが、この全体計画樹立に要する測量及び試験調査等に要する経費は、補助対象外であるので予算計上されていない。

二 河川堤防維持修繕費四百万円をもつて五四ヶ所施工していたが、この財源は水利使用料と河川生産物売払代をもつて充てられて、一般財源は計上されていない。特定財源の見透しを得て、さらに、予算の増額考慮が必要である。

また、このほか県水防倉庫資材更新に二六五、〇〇〇円を要しているが、これは伊勢湾台風の際使用した資材の補給分である。その他の倉庫資材の更新措置についても留意すべきである。

三、県有船舶貸付状況は一九七、六日の計画に対し七
七、五日の貸付(使用料収入三九七、五〇〇円)を実
施している。貸付実績が減少したのは伊勢湾台風によ
り因伯丸が大破し修繕のため貸付出来なかつたため
である。

貸付に伴う使用実態が現行規程からして妥当を欠ぐ
面があるので、検討するとともに使用日数の確認につ
き徹底を期すべきである。

また本年度より船舶管理要員一名を雇用しているが、
維持管理につき万全を期されたい。

砂防課 昭和三十五年十一月二日 監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 井上善一

一 砂防全体計画に基く進捗状況は、本年度までの五ヶ
年間に全体の八〇程度に過ぎず憂慮されてきたが、治
山治水緊急措置法によつて国は昭和三十五年度以降五

ヶ年計画及び昭和四十年以降五ヶ年と治水計画の策
定によつて、県は従来の全体計画をもとに新たに十ヶ
年計画を樹て治水対策の強化が期待されるに至つたが、
さらに、国庫負担率の引上げ及び事業費財源の確保等
引続き国に要請し計画完遂に努力されたい。

また、直轄事業への切替懇請についても一層配意さ
れたい。

二 砂防堰堤修繕費は一、二四七、二〇七円で一四ヶ所
施工していたが、河川堤防維持修繕費と同様の財源
は水利使用料(収入済額一六、二五八、四四三元)が
充てられている。水利使用料の財源充当状況は、この
河川砂防修繕費に三、八二七、二〇七円と河水統制費
等に七七七、七四〇円、その他土木部人件費に一一、
五六九、〇〇〇円提供され、なお、八四、四九六円は
一般財源として処理されているがさらに、事業費財源
として増額措置方検討を望む。

三 砂防調査は日野川水系を対象に毎年継続的実施され
てきているが、日野川本流の河床変動調査はさらに、

長期にわたつて継続調査が必要であるとともに、さら
に、大山水系から流出土砂量の究明と日野川本流への
影響、その他洪水時の含砂量及び砂礫粒度の分布等諸
調査を進め砂防計画の基礎的資料に資するよう配意が
必要である。

建築課 昭和三十五年十月三十一日 監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 本年度建築した公営住宅は、県営三四戸(累計七六
二戸)市町村営一七三戸(累計六八九戸)で、計画に
対し市町村分が若干下廻つているが、この三期建設計
画は概ね順調に進捗している。

現行の標準建設費は低額のため附帯工その他用地費
等の基準額を建築費に流用せざるを得ない実状である
ので、国に対し単価引上につき強く要請すべきであ
る。

なお、市町村営建設に対する指導監督については遺

漏のないよう期されたい。

二 違反建築物は一一三件にも昇りこれらに対し是正措
置を要求されていたが、建築物の確認審査と指導の徹
底を図つて違背の絶無を期すべきである。

また、啓蒙指導と取締の徹底についても一層配意を
要する。

三 本年度における県営住宅維持管理費は三、二七六、
六四九円(予算現額四、〇一五千元)で七三八千余円
を不執行としている。これは家屋貸付料が未収となつ
たため相当額を不執行としたものであるが、老朽化等
により応急修理を要するものが相当数ある実状にかん
がみ適切な財源措置を講ずるとともに維持管理につ
き万全を期されたい。

また、米子市所有にかかる住宅敷地(八、三二ア
ル)に対する借地契約は早期に締結すべきである。家
屋貸付料の未収額(現過年度分で一、〇〇七、一一七
円)の早期収納につき格別の努力を望む。

観光課 昭和三十五年十月三十一日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 観光事業振興五ヶ年計画に基いた総合開発計画の策定と遂行は関係機関等の協力によつて、逐次整備され他面宣伝周知も漸次行きわたつてきたことは結構である。

この基本線に副つた諸計画並びに施設整備を急速に推進するよう努力を望むとともに、観光に伴う諸事業が漸次有望視されるに従つて、個人または会社組織による営利投資がさかになるものと思われるので、総合計画にそごを来しまたは阻害とならないよう統制面にとくに配慮せられたい。

二 大山国立公園管理事務所に対する運営費は二〇八、〇〇〇円とこのほか、公園施設維持管理費一七〇、〇〇〇円要しているが、利用者の激増によつて施設の破損、その他要修繕の箇所が多く維持管理に苦慮してい

るが、施設整備とともに維持費の増額考慮が望まれる。

三 前年度に引き続き山陰海岸国定公園の遊歩道一、三〇〇米(鴨ヶ磯(田後間)新設)道路用地は地元との話し合いによつてはいるが、道路施設その他管理等も含め正式に文書化し責任の分野を明確にして置くことが望ましい。

四 観光宣伝については各種催しまたはポスター、パンフレット等を問わず一地区単独のものよりも県内総合的なものに重点をおき、さらに、北但及び出雲を含めた隣県提携による効率宣伝に配慮の要がある。

県会事務局 昭和三十五年十月十三日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 当事務局は局長ほか二四名をもつて県議会に関する運営事務、その他県政一般に対する調査及び議事記録の編さん、保存並びに図書室の運営管理に当り何れも適

切に執行されているものと認めた。五三年式二一号車九人乗は修理箇所が多くその部品入手も困難で、本年度修理所要経費は二四万余円であつたほか、ガソリンの消費量も他車よりも多い。国産車への切替更新が適当であろう。

地方労働委員会事務局 昭和三十五年十月十三日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 本年度における業務の実施状況は次表のとおりでいずれも妥結又は完了していた。
調整関係
争議調整 一件 三五、三、二五終結

実情調査 四件 三四、一一、二七終結
審査関係
不当労働行為 なし
組合資格審査 二〇件

人事委員会事務局 昭和三十五年十月二十五日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 吏員昇任並びに採用試験及び選考の状況は次表のとおりで、昭和三十五年十月十五日現在一六名(上級採用一〇、中級三初級三)未採用となつていた。
試験の実施

| 区 分 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 採用又は昇任者数 | 辞退者数 | 差引名簿残数 |
|--------|------|------|------|----------|------|--------|
| 上級採用試験 | 四〇五 | 二八四 | 五六 | 三九 | 七 | 一〇 |
| 中級 | 三一 | 二八 | 二二 | 五 | 四 | 三 |

00609

| | | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|
| 初級〃 警察官〃 吏員昇任試験 期限付職員 置試験 | 一、一九三 一〇八 二七四 七二 | 八七六 八六 二五三 六九 | 二八 (補)二〇 六九 合格者は定めてない。 順位定める試験で | 一七 二〇 六九 三七 | 八 | 三 |
|---------------------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|

二 勤務条件の措置要求並びに不利益処分に関する審査請求の審査状況は、決定または判定したもの一件、取下げ一件で左記案件は翌年度に持越していた。

勤務条件関係

| | |
|--------|----------|
| 要求年月日 | 要 求 事 項 |
| 三四、九、八 | 結核休職期間通算 |

不利益処分関係

| | | |
|--------|--------------------|-----------|
| 要求年月日 | 要 求 事 項 | 備 考 |
| 三四、二、五 | 戒告処分取消 | 準備手続 四回 |
| 三四、二、五 | 停職二名、減給七名、戒告八名処分取消 | 口頭審査 六回 |
| 三五、二、六 | 減給三名、戒告一名処分取消 | 準備手続 一回 |
| | | (進行していない) |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
定価 一部月極二二〇円(配送料共)